

認知症高齢者グループホーム居住費助成について

名古屋市では、平成30年1月から、認知症高齢者グループホームを利用する一定の所得要件等を満たす方に対して、認知症高齢者グループホームにかかる居住費（家賃・光熱水費）助成制度を開始しています。

令和3年10月利用分より、当制度の対象者が拡充されました（下表「対象となる方」の太枠網掛け部分が拡充されました。）。

対象となる方

本制度の対象になるのは、名古屋市の被保険者で、認知症高齢者グループホームを利用している、預貯金等が一定額(※1)以下であり以下の要件に該当する方です。(※2)

所得要件	助成額
市町村民税非課税世帯(※3)で、本人の前年の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額の合計が80万円以下の方	20,000円／月（上限）
市町村民税非課税世帯(※3)で、本人の前年の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額の合計が80万円を超える方	10,000円／月（上限）

(※1) 単身で1,000万円、夫婦で2,000万円です。

(※2) 生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は除きます。

(※3) 別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も判定に含みます

申請方法

助成を受けようとする方は、あらかじめ住所地の区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請を行い、助成認定証の交付を受けることが必要です。また、申請の際には以下の書類等を提出してください。申請をした月の初日から助成対象となりますので、令和3年10月から助成を受けられる方は10月中にご申請ください。

- ア 名古屋市認知症高齢者グループホーム居住費助成認定申請書
- イ 金融機関等への調査にかかる同意書（アの裏面）
- ウ 預貯金額等内訳書
- エ 家賃等利用者負担額確認書（兼受領委任申出書）
- オ 預貯金通帳等の写し（2か月以内の記帳が必要です）
- カ 介護保険被保険者証またはその写し

助成方法

助成の対象となる方は、利用するグループホーム事業者にあらかじめ助成認定証を提示し、本制度による助成費分を差し引いた金額をグループホーム事業者へ支払ってください。

後日、名古屋市からグループホーム事業者へ助成費を支払います。